

(別添)

「ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱いについて」(平成 22 年 4 月 9 日付け食安発第 0409 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21 消安第 11363 号農林水産省消費・安全局長通知、21 水漁第 2441 号水産庁長官通知) 別紙「ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要領」 新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(作成日) 平成 22 年 4 月 9 日 (最終改正日) 平成 29 年 3 月 17 日</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 衛生証明書の発行手続 (1) 衛生証明書の発行申請 製造者は、輸出の都度、別紙様式 1 に必要書類を添付して、認定施設を認定した都道府県知事等又は水産庁宛て申請を行うものとする。なお、製造者が都道府県知事等に対して電子メール又は<u>輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)</u>による申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6.・7. (略)</p>	<p>(作成日) 平成 22 年 4 月 9 日 (最終改正日) 平成 28 年 6 月 30 日</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 衛生証明書の発行手続 (1) 衛生証明書の発行申請 製造者は、輸出の都度、別紙様式 1 に必要書類を添付して、認定施設を認定した都道府県知事等又は水産庁宛て申請を行うものとする。なお、製造者が都道府県知事等に対して電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6.・7. (略)</p>
<p>(別添)</p> <p>電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 製造者は、別紙様式 4 に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局(以下「<u>衛生証明書発行機関</u>」という。)宛てに提出すること。 ① 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの食品輸出計画書に、同一の衛生証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。</p>	<p>(別添)</p> <p>電子メールによる証明書の発行申請手続</p> <p>1. <u>食品輸出計画書の提出</u> 輸出者は、別紙様式 4 に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局(以下、「<u>衛生証明書発行機関</u>」という)宛てに提出すること。 (1) 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの食品輸出計画書に、同一の衛生証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。</p>

<p>③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。</p> <p>(2) NACCSにより発行申請を行う場合</p> <p>製造者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</p> <p>2. 衛生証明書の発行申請手続</p> <p>製造者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を衛生証明書発行機関宛てに提出すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であつて、1. (1) の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</p> <p>また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 衛生証明書の発行申請</p> <p>輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、衛生証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、1. の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあつては、必要な書類を郵送等により提出すること。</p> <p>また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>(略)</p>
<p>(別紙様式1) ~ (別紙様式4) (略)</p>	<p>(別紙様式1) ~ (別紙様式4) (略)</p>